一般社団法人日本旅行業協会保証社員（正会員）用

取引額の報告等について（手続要領）

一般社団法人日本旅行業協会（以下「当協会」という。）の保証社員である旅行業者は、旅行業法（以下「法」という。）第10条の規定に基づき**毎事業年度終了後100日以内**に、その事業年度における**旅行業務に関する旅行者との取引の額を登録行政庁**（第１種旅行業者は運輸局、第２種、第３種及び地域限定旅行業者は各都道府県庁）に報告しなければなりません。また、当協会弁済業務規約第４条の２に基づき、同時に**当協会に対してもこの報告をしなければなりません**。

その結果、納付している弁済業務保証金分担金（以下「分担金」といいます。）が納付すべき分担金に対して不足が生じる場合、法第49条第２項及び当協会弁済業務規約第４条第２項に基づき、不足分を**前事業年度終了の日の翌日から100日以内に追加納付**しなければなりません。納付しない場合、法第49条第４項により当協会**保証社員の地位を失うことになりますのでご注意ください。**

納付すべき分担金が納付している分担金を下回った場合は、当協会弁済業務規約第18条第３項に基づき分担金の返還請求書を提出しなければなりません。

以下に、取引額報告書の作成要領及び前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に応じた手続についてご案内いたします。

なお、前事業年度に新規登録又は変更登録を受けたり、決算期を変更する等の理由で前事業年度が１年と異なる場合は、当手続要領５ページの「【補足】 前事業年度が１年と異なる期間であった場合等の取引額、納付額について」も併せてご参照ください。

記

１．取引額報告書の作成要領

当協会ウェブサイト内「旅行業務に関する取引額の報告について」の案内に従い、取引額報告書を作成してください。

以下は、取引額報告書の各項目の解説になります。取引額報告書を作成する前にお読みください。

（１） 旅行者との取引の額

①旅行者との取引の額とは、単純券面販売、付随的旅行業務（運送又は宿泊以外のサービスについての業務）に係る取引額のほか旅行業務取扱料金を含め、旅行者から受領する旅行代金の全額をいいます。手数料収入や粗利益等のことではありません。

②自社に所属する旅行業者代理業者における①の金額。

③自社の募集型企画旅行を他の旅行業者に委託販売した取引額であって、委託販売に係る販売手数料等を差し引かない金額

（２） 旅行者との取引の額に含まれないもの

①他の企画旅行業者の募集型企画旅行を受託販売した額及び委託販売に係る販売手数料等

②運送機関が自ら旅行業の登録を受けている場合の自社運送乗車船券又は連絡乗車船券の販売に係る額

③他の旅行業者又は旅行サービス手配業者のために手配した宿泊・運送等の取引額

（３） 取引額報告書各区分の詳細

取　引　額　報　告　書

20** 年度分（20** 年 ○ 月 1 日から 20** 年 □ 月 ** 日まで）

報告対象の事業年度を記入して下さい

第六号様式（第九条の二関係）

区　分		取扱人員（人）	取引額（円）
自社の企画旅行に係る取引額（受託旅行業者及び自社に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む）		Ⓐ～Ⓒの合計	
参加する旅行者の募集をすることにより実施するもの	本邦内のみのもの	Ⓐ自社国内募集型企画旅行（自社販売・他社販売・代理業者での取引の合計）	
	上記以外	Ⓑ自社海外募集型企画旅行（自社販売・他社販売・代理業者での取引の合計）	
旅行者からの依頼によるもの		Ⓒ受注型企画旅行（自社販売・代理業者での取引の合計）	
手配旅行に係る取引額（自社に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む）			Ⓓ手配旅行（自社及び代理業者での取引の合計）
旅行業法第二条第１項第八号及び第九号に係る取引額（自社に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む）			Ⓔ渡航手続代行契約又は旅行相談契約による取引額（自社及び代理業者での取引の合計）
合　計（うち自社に所属する旅行業者代理業者の取引額）		Ⓐ～Ⓒの合計人数 ※下段の括弧内に代理業者での人数	Ⓐ～Ⓔの合計額 ※下段の括弧内に代理業者での取引額を内数で記入

営業保証金の場合

取り戻すことができる額

弁済業務保証金分担金の場合

現在納付している金額		Ⓕ現に納付している弁済業務保証金分担金の額
上記により納付すべき金額		Ⓖ
（差額がある場合）	□追加して納付すべき額	Ⓗ　下記参照
	□取り戻すことができる額	❶
現在納付している旅行業協会の名称	日本旅行業協会　全国旅行業協会（どちらかに○印を付けて下さい）	

Ⓖ本報告書のⒶ～Ⓔの合計の取引額により納付しなければならない弁済業務保証金分担金の額（本説明書面６ページ）

※第１種旅行業者の場合・・・弁済業務規約別表第１［第５条関係］及び同別表第２［第５条関係］による金額の合算額

※第２種、第３種又は地域限定旅行業者の場合・・・弁済業務規約別表第１［第５条関係］の金額

Ⓗ　Ⓕの金額 ≧ Ⓖの金額　ならば記入不要。
Ⓕの金額 ＜ Ⓖの金額　ならば、「Ⓖの金額－Ⓕの金額」を記入。併せて、「追加して納付すべき額」左側の□に✓を記入。

❶　Ⓕの金額 ＞ Ⓖの金額　ならば、「Ⓕの金額－Ⓖの金額」を記入。併せて、「取り戻すことができる額」左側の□に✓を記入。
Ⓕの金額 ≦ Ⓖの金額　ならば記入不要。

※　ウェブサイト上の取引額報告書作成支援システムを利用して作成する場合は、Ⓐ～Ⓔ欄及び合計欄の「うち自社に所属する旅行業者の取引額」のみを入力すれば項目間の計算や必要な分担金の額の算出などはシステム上で行われます。

作成を終えたら、取引額報告書の「追加して納付すべき額」（Ⓗ）と「取り戻すことができる額」（❶）により「２．手続き」のA、B又はCへ進んでください。

Ⓗに金額が記入された場合	➡	「２．手続き」のAへ
❶に金額が記入された場合	➡	「２．手続き」のBへ
Ⓗにも❶にも金額が記入されない場合	➡	「２．手続き」のCへ

２．手続き

A「追加して納付すべき額」があるときの手続き

（１）弁済業務保証金分担金の追加納付（算定した額と現在納付している額との差額を納付）

以下の手順に従って納付を進めてください。「弁済業務保証金分担金納付書」は当協会へ取引額報告書をご提出いただいた後、追加納付額等を記載した上で当協会弁済担当よりお送りいたします。

注：本来は納付者が「弁済業務保証金分担金納付書」を作成し当協会へご申請いただく（弁済業務規約第６条第１項）こととなっていますが、納付手続き事務の効率化のため一部を省略しています。

①指定された納付期日迄に弁済業務保証金分担金を納付してください。

②納付後、当協会より「弁済業務保証金分担金納付書(写)[弁済第２号の２様式(登録行政庁送付用)]」及び「弁済業務保証金分担金納付書(写)[弁済第２号の２様式(会員控用)]」を送付します。各々に押印の上、当該様式の「登録行政庁送付用」のみを各登録行政庁が指定する届出書により、速やかに登録行政庁宛に提出してください（「会員控用」は大切に保管してください）。

（２）取引額の報告

①報 告 先　：登録行政庁　　第１種旅行業者・・・運輸局
　　第２種、第３種及び地域限定旅行業者・・・各都道府県庁

②書　　式　：第６号様式の取引額報告書（登録行政庁用）

③期　　限　：前事業年度終了の日の翌日から100日以内

上記（１）、（２）の手続きは前事業年度終了の日から100日以内に必ず完了してください。
期日までに弁済業務保証金分担金の納付がないときは、旅行業協会社員の資格を失うことになりますので特にご注意ください。（旅行業法第４９条第４項）

（３）決算報告書等の提出（**第１種旅行業者のみ**）

第１種旅行業者は、第６号様式の取引額報告書を運輸局（沖縄県は沖縄総合事務局）へ提出する際、以下の書類も併せて提出してください。

これらの書類は、当協会へは提出不要です。

①「法人税の確定申告書」の写し　　②「決算報告書」の写し

③「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写し　　④「法人税の納税証明書」の写し

- 決算報告書とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を指します。
- 法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書については、頭紙だけではなく、税務署へ提出している申告書類一式をお願いいたします。
- 法人税の納税証明書については、「その１」の添付が必須です。「その２」～「その４」については、添付は必須ではありません。

B「取り戻すことができる額」があるときの手続き

（１）取引額の報告

取引額報告書を作成した後、登録行政庁に対して取引額の報告を行ってください。

①報 告 先　：登録行政庁　　第１種旅行業者・・・運輸局
　　第２種、第３種及び地域限定旅行業者・・・各都道府県庁

②書　　式　：第６号様式の取引額報告書（登録行政庁用）

③期　　限　：前事業年度終了の日の翌日から100日以内

（２）弁済業務保証金分担金の返還請求（算定した額と現在納付している額との差額を返還請求）

（１）の手続きと同時期に、当協会事務局へ取引額報告書を提出してください。取引額報告書が提出された後、弁済業務保証金分担金返還請求書をお送りしますので、必要事項を記入・押印のうえ、当協会に提出してください。

注１：お支払（振込）は、弁済業務保証金分担金返還請求書提出後１～２ヶ月後、ご申請者指定の銀行口座宛となります。
注２：次年度に取引額が増加し、追加納付の見込みであるなどの理由により、「取り戻すことができる額」があるにも係わらず返還請求をしないとすることはできません（弁済業務規約第１８条第３項）。

（３）決算報告書等の提出（**第１種旅行業者のみ**）

第１種旅行業者は、第６号様式の取引額報告書を運輸局（沖縄県は沖縄総合事務局）へ提出する際、以下の書類も併せて提出してください。

これらの書類は、当協会へは提出不要です。

①「法人税の確定申告書」の写し　　②「決算報告書」の写し
③「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写し　　④「法人税の納税証明書」の写し

・決算報告書とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を指します。
・法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書については、頭紙だけではなく、税務署へ提出している申告書類一式をお願いいたします。
・法人税の納税証明書については、「その１」の添付が必須です。「その２」～「その４」については、添付は必須ではありません。

C「追加して納付すべき額」、「取り戻すことができる額」の双方共に無いときの手続き

（１）取引額の報告

取引額報告書を作成した後、登録行政庁に対して取引額の報告を行ってください。

①報 告 先　：登録行政庁　　第１種旅行業者・・・運輸局
　　第２種、第３種及び地域限定旅行業者・・・各都道府県庁
②書　　式　：第６号様式の取引額報告書（登録行政庁用）
③期　　限　：前事業年度終了の日の翌日から100日以内

（２）当協会への報告

（１）の手続きと同時期に、当協会事務局へ所定の方法（メールに添付して送信、又はウェブサイト上の取引額報告書作成支援システムにより提出）により提出してください。

（３）決算報告書等の提出（**第１種旅行業者のみ**）

第１種旅行業者は、第６号様式の取引額報告書を運輸局（沖縄県は沖縄総合事務局）へ提出する際、以下の書類も併せて提出してください。

これらの書類は、当協会へは提出不要です。

①「法人税の確定申告書」の写し　　②「決算報告書」の写し
③「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写し　　④「法人税の納税証明書」の写し

・決算報告書とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を指します。
・法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書については、頭紙だけではなく、税務署へ提出している申告書類一式をお願いいたします。
・法人税の納税証明書については、「その１」の添付が必須です。「その２」～「その４」については、添付は必須ではありません。

【補足】　前事業年度が１年と異なる期間であった場合等の取引額、納付額について

以下により計算した額をもって納付すべき弁済業務保証金分担金を算定します。

イ．前事業年度に新規登録又は変更登録を受けた場合は

$$\frac{\text{弁済業務保証金分担金を納付した旨を届け出た日以降の前事業年度における旅行者との取引の額}}{\text{弁済業務保証金分担金を納付した旨を届け出た日以降の前事業年度終了の日までの日数}} \times 365$$

ロ．決算期の変更等により前事業年度が一年と異なる期間であった場合

$$\frac{\text{前事業年度における旅行者との取引の額}}{\text{前事業年度の日数}} \times 365$$

取引額報告書にはイ．又はロ．により計算した額を記入欄の下半分に記入し、上半分には実際の取引の額を（　）を付して記入してください。

区分		取扱人員（人）	取引額（円）
自社の企画旅行に係る取引額（受託旅行業者及び自社に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む）		500	(50,000,000) 182,500,000
参加する旅行者の募集をすることにより実施するもの	本邦内のみのもの	300	(30,000,000) 109,500,000
	上記以外	150	(15,000,000) 54,750,000

※　決算期を変更した場合、当協会ウェブサイト内の「会員マイページ」から「決算月」（アカウント＞自社情報＞法人情報）を変更のうえ、決算期を変更したことがわかる書類（税務署へ提出した「異動届出書」等、変更後の事業年度、変更後最初の事業年度がわかるもの）の写しを速やかに当協会へご提出ください（送付方法は下記【資料①】の「報告書の２枚目」に記載のメールアドレス宛に添付にて送付してください。）。

【資料①】

取引額報告書（第六号様式）の提出先

	提　出　先
報告書の１枚目（登録行政庁用）	所轄の登録行政庁 第一種旅行業者の場合、運輸局以外で運輸支局へも提出することができますが、郵送による受付はしていません。郵送の場合は運輸局へ提出してください。 ■登録行政庁一覧 https://www.jata-net.or.jp/membership/member-information/membership01_02/page-2279/
報告書の２枚目（協会送付用）	当協会弁済担当宛。メールに添付して送信（送信先 torihikigaku@jata-net.or.jp）するか、ウェブサイト上の取引額報告書作成支援システムで作成する場合は同システムにより提出してください。 （登録行政庁の受付印不要です。）
報告書の３枚目 ※ボンド保証会員の場合は３枚目と４枚目	ご申請者の控えとなります。

【資料②】

弁済業務規約 別表第１［第５条関係］

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（施行規則第６条の２第１に掲げる場合にあっては、同条第２に掲げる額）		弁済業務保証金分担金の額			
		第１種旅行業の登録を受けた保証社員	第２種旅行業の登録を受けた保証社員	第３種旅行業の登録を受けた保証社員	地域限定旅行業の登録を受けた保証社員
	400万円未満	1,400万円	220万円	60万円	3万円
400万円以上	5000万円未満	1,400万円	220万円	60万円	20万円
5000万円以上	2億円未満	1,400万円	220万円	60万円	60万円
2億円以上	4億円未満	1,400万円	220万円	90万円	90万円
4億円以上	7億円未満	1,400万円	220万円	150万円	150万円
7億円以上	10億円未満	1,400万円	260万円	180万円	180万円
10億円以上	15億円未満	1,400万円	280万円	200万円	200万円
15億円以上	20億円未満	1,400万円	300万円	220万円	220万円
20億円以上	30億円未満	1,400万円	320万円	240万円	240万円
30億円以上	40億円未満	1,400万円	360万円	260万円	260万円
40億円以上	50億円未満	1,400万円	380万円	280万円	280万円
50億円以上	60億円未満	1,400万円	460万円	320万円	320万円
60億円以上	70億円未満	1,400万円	540万円	380万円	380万円
70億円以上	80億円未満	1,600万円	600万円	440万円	440万円
80億円以上	150億円未満	2,000万円	760万円	540万円	540万円
150億円以上	300億円未満	2,400万円	920万円	640万円	640万円
300億円以上	500億円未満	2,600万円	960万円	680万円	680万円
500億円以上	700億円未満	2,800万円	1,060万円	760万円	760万円
700億円以上	1,000億円未満	3,000万円	1,100万円	800万円	800万円
1,000億円以上	1,500億円未満	3,200万円	1,200万円	860万円	860万円
1,500億円以上	2,000億円未満	3,600万円	1,320万円	940万円	940万円
2,000億円以上	3,000億円未満	4,000万円	1,520万円	1,080万円	1,080万円
3,000億円以上	4,000億円未満	5,000万円	1,840万円	1,320万円	1,320万円
4,000億円以上	5,000億円未満	6,000万円	2,200万円	1,580万円	1,580万円
5,000億円以上	1兆円未満	7,000万円	2,600万円	1,860万円	1,860万円
1兆円以上	2兆円未満	9,000万円	3,400万円	2,400万円	2,400万円
2兆円以上	1兆円につき	2,000万円	600万円	500万円	500万円

弁済業務規約 別表第２［第５条関係］

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（施行規則第６条の２第１項に掲げる場合にあっては、同条第２項に掲げる額）のうち、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）に係るもの		弁済業務保証金分担金の額
	8億円未満	0円
8億円以上	9億円未満	180万円
9億円以上	15億円未満	220万円
15億円以上	35億円未満	260万円
35億円以上	55億円未満	300万円
55億円以上	75億円未満	320万円
75億円以上	110億円未満	340万円
110億円以上	160億円未満	360万円
160億円以上	220億円未満	400万円
220億円以上	330億円未満	440万円
330億円以上	440億円未満	560万円
440億円以上	550億円未満	680万円
550億円以上	1,000億円未満	780万円
1,000億円以上	2,100億円未満	1,000万円
2,100億円以上	1,000億円につき	220万円

☜ **第１種旅行業者である場合のみ、別表第２による分担金の額を、上記別表第１の分担金の額に合算します。**

最終更新：2026年8月3日